

■令和7年度第7回（第348回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年11月21日（金） 午前11時10分～午前11時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、新屋副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監

【議 題】 公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）について

< 提案説明 >

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）について、都市戦略本部より次のとおり説明があった。

- ・ 現在、多くの公の施設において老朽化が進行しており、今後厳しい財政運営が見込まれ、こうした中でも、将来にわたり必要なサービスを安定的に提供し続けるためには、受益者負担の適正化が不可欠。
- ・ また、これまでの20数年間、使用料の設定に関して統一的な基準が存在せず、全庁的な見直しが実施されてこなかったことも課題。
- ・ これらの状況を踏まえ、使用料見直しに向けた「基本的な考え方」を整理し、素案を取りまとめたもの。
- ・ 受益者負担割合に関する基本的な考え方について、4つの視点を設定。
- ・ 1つ目は、公平性・公正性の観点。公の施設は税金で維持されているため、利用する方と利用しない方の負担のバランスを考慮し、利用者には適正な金額の負担を求める。
- ・ 2つ目は、効率性の観点。管理者には、継続的な経費縮減の取組を求め、効率的な運営を目指す。
- ・ 3つ目は、市民サービス向上の観点。利用率の向上や満足度の向上に取り組み、サービスの充実と質の向上を図る。
- ・ 4つ目が、実効性の観点。受益者負担の適正化を目的として、毎年度、コストの状況を確認し、経済情勢の変化などを適切に反映する。その結果、施設区分ごとに設定した負担割合と乖離が生じた場合には、使用料の見直しを検討することとする。
- ・ これら4つの視点をもとに、持続可能で公平な制度運営を目指す。
- ・ 受益者負担割合の考え方については、「施設の特性」と「利用者の特性」2つの基準を組み合わせ、9つの区分に分類した上で受益者負担割合を設定。
- ・ 使用料は、施設の管理運営にかかる経費であるランニングコストを原価として、原価に対し受益者負担割合を乗じて算出することとする。
- ・ その他の留意事項として、(1) 使用料の減免に関する取扱い、(2) 利用料金制を導

入している施設について、(3) 経過措置について、(4) 市外在住者向けの使用料の設定について、(5) その他、これらの方により難い場合の配慮について、考え方を整理。

- ・ 基本的な考え方を策定した後の進め方については、実効性を高める観点から個別施設の検討を段階的に実施することとした。
- ・ 具体的には、大きく「有料施設」と「無料施設」に検討段階を分け、有料施設については、さらに、第1段階と第2段階に分けることとした。
- ・ 第1段階には、施設数や料金体系、市域全域に配置されている等の施設区分や今後施設整備が見込まれる施設区分などを選定することを想定している。
- ・ 第2段階については、第1段階での検討プロセス等を参考とし、それ以外の有料施設を対象とする予定。
- ・ 基本的な考え方の策定に向けて、議会への報告、パブリック・コメントを経て、年度内に成案とし、令和8年度以降検討に着手していく。

< 意見等 >

- ・ 基本的な方向性については理解。受益者負担割合を区分していく考え方は良い。
- ・ 行財政シンカ推進会議でも指摘があったが、民間のダイナミックプライシングではないが、人気の高いところは価格を上げて、低いところは下げるという考え方必要。利用についての平準化を図る考え方もある。
- ・ 稼働率が高いところを安くすると更に混雑してしまう。むしろ、遠くなるが安いからその施設を使ってもらうといった誘導も必要なのではないか。差をつけることで利用の平準化が図られるのではないか。そういう視点が盛り込まれている必要がある。
- ・ 民間に代替性が高い施設の使用料を民間より上げてしまうと人が来なくなる。民間施設との並存を考えるのであれば、民間より高くなるのは疑問。
- ・ 同一サービス・同一料金の考え方方が基本になる。具体化するときはその点も含めて議論を構築していく必要がある。
- ・ 全て同じ価格にする必要はないが、利用率を高める工夫をし、多くの方に利用されるようにする視点も重要な視点である。
- ・ 学校の体育館は空調が整備されており、電気代が膨大になっている。横浜市では電気料金を受益者負担としている。体育館を貸すのは無料でいいが、電気代部分は有料とする考え方も検討に値するのではないか。

< 結果 >

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）について、原案のとおり了承とする。

ただし、次の点に留意すること。

- ・ 使用料見直しの基本的な考え方の策定に当たり、見直しの必要性、基本方針、進め方等について、議会・市民等から理解が得られるよう丁寧に周知・説明すること。
- ・ 各個別施設の受益者負担割合の区分の設定や使用料改定の進め方については、府内関係

部局と丁寧かつ慎重に協議し、決定すること。なお、その際には施設の利用率を高める取組についても併せて検討すること。

・各個別施設の使用料改定の検討については、行財政改革推進部が適切に伴走支援を行うこと等により、今回整理した見直しの基本的な考え方との間に不整合が生じないようにすること。

<会議資料>

- ・公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）